



IoT関連技術の知財保護について教えてください。



(沖縄県 G. Y)



1. IoT関連技術について

近年、IoT(Internet of Things)や人工知能(AI: Artificial Intelligence)の技術革新に基づき、大量のデータとAIの利活用による第四次産業革命の実現が期待されています。

内閣府の知的財産戦略本部は、「知的財産推進計画2017」において、「第四次産業革命の基盤となる知財システムの構築」を掲げ、「データ・人工知能の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築」を、その計画に盛り込んでいます。これを受けて特許庁では、IoT関連技術に関する審査基準等の資料を公表し、その発明の保護の明確化を図っています。

2. IoT関連技術の発明として保護される技術

特許庁は、IoT関連技術を以下の4つの場面に分けて説明しています。

- ① データを取得する場面
 - ② データを管理する場面
 - ③ データを分析・学習する場面
 - ④ 新たな価値・サービスを見いだす形でデータを利活用する場面
- そして、これらの場面について個別に事例を挙げて説明しています。

よって、前記①～④の各場面で利用されるIoT関連技術は発明として保護される可能性があります。

3. 取得場面、管理場面で保護可能な技術

これらの場面では、データを取り扱い対象としていることから、「データ」が発明として保護される可能性があります。

保護されるデータは、なにがしかの特徴ある構造を有するデータ構造です。このようなデータは、特徴ある構造がコンピュータによる情報処理を規定する点でプログラムに準ずるものとして保護されます。

一方、情報の単なる提示にすぎないデータは保護されません。例えば、センサーで計測したデータなどは発明に該当しません。その他、データの取得方法や管理方法なども保護される可能性があります。

4. 分析・学習場面で保護可能な技術

この場面では、AIを活用することから「学習済みモデル」が発明として保護される可能性があります。ディープラーニング(深層学習)で生成されたニューラルネットワークの学習済み

モデルは、プログラムとパラメータの組み合わせで構成されているので、プログラムの発明として保護されます。

その他、分析プログラムや学習プログラム等が保護される可能性があります。さらに、学習済みモデルを生成する方法や学習させる方法等も保護されます。

5. 利活用場面で保護可能な技術

この場面では、システム全体の発明として保護される可能性があります。つまり、取得したデータを分析して利活用に供する出力を得るシステムが発明として保護されます。

また、いくつかの装置が組み合わされて構成されているシステムの場合、各装置も保護される可能性があります。

6. 3Dプリンティング技術で保護可能な技術

3Dプリンティング技術の進展に伴って3Dプリンティング用データも注目されています。このデータは情報の提示に特徴がある場合、発明に該当して保護される可能性があります。

一方、情報の単なる提示にすぎない3Dプリンティング用データは、発明に該当せず保護されません。